

2019年度環境基金助成事業募集要項

いばらきコープ環境基金運営委員会

1. 目的

いばらきコープ環境基金による助成事業は、広く茨城県内において環境活動を行う団体や個人に対して資金面での援助を行い、もって地域環境の創造と地球環境の保全などに寄与することを目的に取り組みます。

2. 助成の対象となる事業

地域の自然環境、地球環境及び環境とくらしなどに関する、以下の活動に助成いたします。

①調査・研究活動→県内の環境調査・研究／調査研究のための資料収集／研究会の実施など

②企画・実践活動→緑化推進の活動／河川、湖沼、海岸、山等の保全・浄化活動など

③政策提言活動→調査研究の発表会／行政、企業への提言・要請行動など

④教育・啓発活動→環境学習会・自然観察会／ゴミ減量・リサイクルの普及啓発など

※環境活動と直接関係しない備品等の購入は助成対象外となります。

例) パソコン、プロジェクター、カメラ 等

※大学や専門研究者による調査研究活動は助成対象外となります。

3. 助成の対象となる団体・個人

茨城県内で、上記2の活動に取り組んでいる団体や個人。ただし、営利を目的とするものを除く。

4. 助成基準

(1)助成は原則として一件30万円を限度とし、内容によっては少額の助成も行います。

(2)単年度、同一団体、個人への助成は原則として一事業とします。

(3)公的な補助を受けている場合や、他の機関の助成を受けている場合でもその事業の必要性によって助成の対象となりますが、助成の申請の際、他機関からの助成の有無を明記してください。

(4)多年度に渡り助成対象となっている団体・個人については、より多くの団体・個人に助成対象を広げる為に助成年数(回数)を5年(5回)を限度とし、ご辞退頂く場合があります。

5. 助成の対象となる期間

今回の助成事業は、2019年度(2019年3月21日から2020年3月20日まで)の活動とします。

6. 応募の方法

- (1) 応募期間は、2018年10月1日(月)～2018年11月30日(金)とします。
- (2) 助成を希望される方は、基金事務局までお電話ください。申請書を郵送致します。
申請書はいばらきコープのホームページからも入手できます。
- (3) 申請書が届きましたら、代表者、事業名、目的、期間、予算、助成希望額など必要事項をすべて記入し、2018年11月30日(金)必着で、基金事務局まで「郵送」して下さい。
(申請書は、ボールペンもしくは万年筆で記入してください。鉛筆不可)

7. 助成の決定と助成金の交付

- (1) 助成決定のための審査
応募された助成申込み案件について、いばらきコープ環境基金運営委員会で審査の上決定します。
- (2) 助成金の交付
助成することが決定した案件については、決定通知書を発行し、助成金を指定された預金口座に振込みます。(振込みについては、2019年3月下旬を予定しています)

8. 報告書の提出内容等

- (1) 助成を受けた団体・個人は、別途定める様式により、中間報告書と年度報告書・収支決算書を所定の期日までに提出していただきます。
- (2) 報告書の送付先は、基金事務局とします。

9. その他

- (1) 申請目的と異なる助成金の使用は認めません。目的外使用については返還を求めることがあります。また、助成金の残金についてはお返しく下さい。
- (2) 助成を受けた団体・個人についてはいばらきコープの広報物に掲載させていただく場合があります。あらかじめご了承下さい。
- (3) 2019年3月の環境基金贈呈式と翌年の環境基金助成団体活動発表交流会に参加をお願いします。

【いばらきコープ環境基金事務局】

〒319-0102 茨城県小美玉市西郷地1703

いばらきコープ生活協同組合 総合企画室

フリーアクセス：0120-160231

ホームページアドレス：<http://ibaraki.coopnet.or.jp/>